

防災無線機管理・運用要領

防災無線機管理・運用要領

1. 中赤自治会(以下「自治会」という。)に防災無線機(「以下無線機」という。)4台を配置し、管理・運用する。
2. 無線機は、原則として災害発生時のみに使用するものとする。
3. 無線機のうち1台は自治会長宅に配置する。他の3台は、毎年度1年交代で役員又は防災リーダー宅に配置する。
4. 無線機の配置にあたっては、自治会区域を東西南北の4地域に区分し、各地域に各1台が配置されるよう配慮するものとする。
5. 自治会は災害発生に備え、年度初めにその所在地を自治会会員に公表するものとする。
6. 無線機の配置を受けた役員は、次のとおり無線機を管理するものとする。(1) 災害等の発生に備え、常に充電状態を確保する。(2) 松林地区まちぢから協議会が毎月1回実施するロールコール訓練に参加するよう努めるものとする。

〔参考〕松林地区まちぢから協議会ロールコール訓練の概要

この訓練は、防災無線機の緊急時の対応力向上と機器操作の習得を目的として実施する。

1. 実施日時 毎月第1日曜日午後9時から
2. 実施手順
 - a. 事前に無線機の充電状況を確認する。
 - b. 無線機の電源をONにして受信チャンネルを30に合わせる。
 - c. キー局から「こちらキー局。中赤○号応答願います。どうぞ」と応答依頼が送信される。自身の無線機番号の応答依頼を受信したら次のように応答する。
 - d. 「こちら中赤○号です。感度明瞭度とも良好です。チェックイン登録をお願いします。どうぞ。」
 - e. キー局からの「チェックイン登録を完了しました。」という返答を確認する。
 - f. 無線機の電源をOFFにし、訓練を完了する。

(中赤自治会令和6年4月1日制定)